

2026 年 9 月 1 日

お客さま各位

株式会社日本カストディ銀行
(担当部署
決済業務部 営業事務課)

当座勘定規定等の改定（2026 年 10 月 1 日付）のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025 年 12 月 26 日に当社ウェブサイトにてご案内の通り、お客さまによる当社の手形・小切手の最終振出期限は「2026 年 9 月 30 日」でございます。

これに伴い、当社では 2026 年 10 月 1 日付で「当座勘定規定」「普通預金規定」「休眠預金取扱い規定」を改定いたします。具体的な改定内容は、以下リンク先および新旧対照表をご覧ください。

＊「当座勘定規定」

<https://www.custody.jp/information/yokin/pdf/tozakitei20261001.pdf>

＊「普通預金規定」

<https://www.custody.jp/information/yokin/pdf/futsukitei20261001.pdf>

＊「休眠預金取扱い規定」

<https://www.custody.jp/information/yokin/pdf/kyumin20261001.pdf>

【新旧対照表】

(1) 当座勘定規定

改定前	改定後（適用開始日：2026年10月1日）
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金、<u>当社を支払場所とする小切手</u>を受入れます。 （2）小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。	第1条（当座勘定への受入れ） 当座勘定には、現金を受入れます。 （削除）
第2条（当社を支払場所とする小切手の受入れ） 当社を支払場所とする小切手を受入れた場合には、当社でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。	（削除）
第3条（本人振込み）	<u>第2条</u> （本人振込み）
第4条（第三者振込み）	<u>第3条</u> （第三者振込み）
第5条（受入証券類の不渡り）	<u>第4条</u> （受入証券類の不渡り）
第6条（手形、小切手の金額の取扱い） 手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。	（削除）
第7条（手形、小切手の支払い等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 ① 届出または登録の印章により、当社所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 ② <u>小切手を使用する方法</u>。 （4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、 当該当座勘定の払戻しを受けることについて	<u>第5条（払戻し）</u> （削除） （削除） （1）当座勘定の払戻しは、届出または登録の印章により、当社所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法で行なってください。 （2）前項の払戻しにあたっては、 当該当座勘定の払戻しを受けることについて

正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
第8条（手形、小切手用紙等） （1）当社を支払人とする小切手または当社を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 （2）当社を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。 （4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。 （5）～（7）（略）	<u>第6条</u>（手形、小切手用紙等） （削除） （1）当社を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （2）前項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。 （削除） <u>（3）～（5）（略）</u>
第9条（支払いの範囲） （1）呈示された<u>手形、小切手、払戻請求書</u>等の金額が 当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。 （2）手形、小切手の金額の一部支払いはしません。	<u>第7条</u>（支払いの範囲） 呈示された払戻請求書等の金額が 当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。 （削除）
第10条（支払いの選択） 同日に数通の<u>手形、小切手等の</u>支払いをする場合に その総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。	<u>第8条</u>（支払いの選択） 同日に数件の支払いをする場合に その総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。
第11条（過振り） （1）第9条の第1項にかかわらず、当社の裁量により支払資金をこえて <u>手形、小切手等の</u> 支払いをした場合には、当社からの請求があ	第9条（過振り） （1）第7条にかかわらず、当社の裁量により支払資金をこえて 支払いをした場合には、当社からの請求があ

りしだい直ちにその不足金を支払ってください。 (2) ～ (5) (略)	りしだい直ちにその不足金を支払ってください。 (2) ～ (5) (略)
第12条 (手数料等の引落し)	<u>第10条</u> (手数料等の引落し)
第13条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落します。	(削除)
第14条 (印鑑等の届出)	<u>第11条</u> (印鑑等の届出)
第15条 (届出事項の変更) (1) <u>手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章</u> を失った場合、 または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の方法で当社に届け出てください。 (2) ～ (4) (略)	<u>第12条</u> (届出事項の変更) (1) 届出の 印章を失った場合、 または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の方法で当社に届け出てください。 (2) ～ (4) (略)
第16条 (印鑑照合等) (1) <u>手形、小切手、</u> 払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず) を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたう えは、その <u>手形、小切手、</u> 払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたう えは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める小切手用法	<u>第13条</u> (印鑑照合等) (1) 払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず) を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたう えは、その 払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 (削除) (2) <u>第1項の定めのほか、この規定の各条</u>

に 違反したために生じた損害についても、 第1項と同様とします。	項に違反したために生じた損害についても、 第1項と同様とします。
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振り出しましては為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。	（削除）
第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつまたは届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当社はその責任を負いません。また、当社が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	（削除）
第19条（自己取引手形等の取扱い） （1）手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。 （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。	（削除）
第20条（利息）	第14条（利息）
第21条（残高の報告）	第15条（残高の報告）
第22条（譲渡、質入れの禁止）	第16条（譲渡、質入れの禁止）
第23条（取引の制限等）	第17条（取引の制限等）
第24条（解約等）	第18条（解約等）
第25条（取引終了後の処理）	第19条（取引終了後の処理）

(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手、引き受けられた為替手形または記名押印された払戻請求書であっても、当社はその支払義務を負いません。 (2) (略)	(1) この取引が終了した場合には、その終了前に記名押印された払戻請求書であっても、当社はその支払義務を負いません。 (2) (略)
第26条 (手形交換所規則による取扱い) (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。 (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。	(削除)
第27条 (準拠法、裁判管轄)	第20条 (準拠法、裁判管轄)
第28条 (規定の改定等)	第21条 (規定の改定等)

(2) 普通預金規定

改定前	改定後 (適用開始日：2026年10月1日)
第1条 (普通預金勘定への受入れ) (1) 普通預金勘定には、現金、<u>当社を支払場所とする小切手</u>を受入れます。 (2) 小切手要件 (とくに振出日) の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。	第1条 (普通預金勘定への受入れ) 普通預金勘定には、現金を受入れます。 (削除)

(3) 休眠預金取扱い規定

改定前	改定後 (適用開始日：2026年10月1日)
3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当社は、各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。 (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により	3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当社は、各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。 (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により

預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。） （２）<u>手形または小切手の提示その他の</u> 第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） （３）（略）	預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。） （２） 第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） （３）（略）
５．（休眠預金等代替金に関する取り扱い） （１）～（２）（略） （３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。 ①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと ②各種預金について、<u>手形または小切手の提示その他の</u> 第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③～④（略） （４）（略）	５．（休眠預金等代替金に関する取り扱い） （１）～（２）（略） （３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。 ①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと ②各種預金について、 第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③～④（略） （４）（略）